

令和元年9月分からの保険料率についてのお知らせ

～厚生年金保険の保険料率に変更はありません～

<厚生年金保険>

厚生年金保険の保険料率は年金制度改正に基づき、平成16年から段階的に引上げられてきました。そのため、平成29年9月までは、毎年改定されることになっておりましたが、引上げは終了しました。

これ以降の厚生年金保険料率は18.3%で固定されることになります。

そのため、毎年9月に行われていた保険料率の改定については、今年もありません。

現行

平成30年9月～

一般の被保険者の方・・・18.300%	⇒	18.300%
坑内員・船員の被保険者の方・・・18.300%	⇒	18.300%

～算定基礎届の提出に伴う保険料の変更について～

社会保険の保険料は被保険者の報酬の額を基礎として標準報酬月額等級により決定されています。

その健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と既に決定されている標準報酬月額とに大きな差が生じないように、毎年1回、9月に標準報酬月額が決めなおされることになっています。

この届出により、その年の9月から翌年の8月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額が決まります。給与計算の際に、控除する健康保険料・厚生年金保険料に変更がないかどうか確認が必要となります。給与計算の際には十分ご注意ください。

～保険料を給料から控除する際の注意点～

給与計算を行う際に保険料を控除しますが、会社によって保険料の控除月が異なっている場合があります。

保険料は当月分を翌月末納付のため、9月分の保険料は10月末までに納付となります。

この場合、9月分の保険料をいつ支給する給与から控除するかが問題となります。

通常であれば、10月末の納付に合わせ、10月に支給する給与から控除するため、実際の保険料の変更は10月分の給与計算からとなります。

これに対し、9月分の保険料はあくまでも9月に支給する給与から控除し、9月末の時点では、一旦預り金とし、翌月に納付しているようなケースの場合は、保険料の変更は9月分の給与計算からとなります。

給与計算を行う際には、充分ご注意ください。

<参考>保険料に関する改正

●協会けんぽ東京支部の保険料率は、9.90%で据え置き

平成31年3月分(4月納付分～)

平成31年度の協会けんぽ東京支部の保険料率は9.90%で前年度から据え置きとなりました。(全国平均は10%)
介護保険料率は1.73%に引上げられました。

※組合管掌健康保険については、健康保険組合ごとに保険料率・介護保険料率が決められています。

●子ども・子育て拠出金率は、0.34%になりました

平成31年4月～

子ども・子育て拠出金にかかる子ども・子育て拠出金率は、平成31年4月分から3.4/1000(平成31年3月分までは2.9%/1000)に変更されました。

●国民年金保険料は、16,410円になりました

平成31年4月～

国民年金保険料は、各年度の月分として法律で決められた額に保険料の改定率を掛けて毎年度決定されます。

平成31年度は第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除が始まることから法定額が17,000円に引き上がり、改定率0.965を掛けて「16,410円」となりました。

また、平成32年度は前年度より130円上がって16,540円で決定しています。